

ハローワーク飯田橋をご利用の求人者の皆様へ

令和5年度地域別最低賃金の 答申が取りまとめられました

東京都最低賃金は41円引上げ、時間額1,113円に決定

学卒求人票について、試用・研修期間（固定残業代）を含め
地域別最低賃金を下回っていないかご確認ください。

求人票に記載された「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回る場合

求人票に記載された「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回る場合は、改定後の地域別最低賃金額が発効（※1）するまでに、「賃金額の変更」をお願いします。変更手続きについては、下記担当までご連絡ください。

なお、「賃金」の下限額が最低賃金以上の賃金額に変更されるまで**求人票の公開を中止**します。

また、求人申込みの際に「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回った場合には、法令違反となるため、求人の受理はできません。

高卒求人票の賃金額変更を行った場合の取扱いについて

求人票の賃金額変更を行った場合には、職業安定法の「労働条件変更の明示」が必要となります。

そのため、推薦依頼高校がある場合は「賃金額変更後の求人票」を学校へ送付してください。

また、学校からの推薦時・選考面接時には、「賃金額変更後の求人票」を提示し、賃金が変更したことを明示してください。

* 高校生の推薦開始は「9月5日」、選考開始は「9月16日」からとなります。賃金額変更の際は上記のとおり学校等への連絡が必要となりますので、お早めの対応をお願いいたします。

地域別最低賃金について

地域別最低賃金については都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。（令和5年度地域別最低賃金額改定の目安額については裏面をご参照ください。）

（※1）官報公示の30日後に効力が生じます。
発効日は例年10月頃となります。

【担当・お問い合わせ先】

ハローワーク飯田橋 TEL:03-3812-8609
学卒求人窓口（部門コード36#）

【参考】厚生労働省のプレスリリース

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況 (8月18日現在)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 (933)	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

9月1日決定済

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている